

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月12日、午後1時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第70号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

文化財保護事業ユネスコ協議会負担金について、協議会の今後の事業内容と負担金の額はどうか。また、山車祭り保存会という組織がある中で半田市が負担する理由は。とに対し、

本年3月に亀崎潮干祭の山車行事がユネスコ無形文化遺産の登録候補となり、候補となっている市町が連携・協力し、取り組みを進めることで合意し協議会を立ち上げました。審査は平成28年秋ごろを予定していますので、協議会は平成29年3月末までとしております。

今年度は、内外に向けてのPRポスターやリーフレットを作成し、来年度以降は、保護施策を推進するための研修会講師謝金などを想定していますので、今年度より低い額となる見込みです。

また負担金については、それぞれの市町により保存会の組織が異なることから、まずは行政が連絡・協力しながらこの取り組みを進めるため、市町で負担するものです。とのこと。

地域介護・福祉空間整備等事業について、認知症対応型グループホーム及びデイサービス施設は、需要に応じた施設整備がされているか。とに対し、

現在、認知症グループホームは13施設、認知症デイサービスは4施設あります。認知症の方も増加していますが需要に応じた整備が進められていると考えております。また第5期介護保険事業計画では、市内を5つの日常生活圏域に区分しており、今回はグループホーム等の施設が未設置である亀崎地区への整備を行い、圏域ごとのバランスを考慮し整備を進めております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第75号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第87号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

子ども・子育て支援法による具体的な変更点は何か。とに対し、

法令で求職活動、就学、虐待やDVの恐れがあることなども保育の要件として明記されていますが、現行制度においても国の通達等に基づき、既に要件としていることから、従来と大きく変わるものではないと認識しています。

変更点として、従来は、同居の親族が保育できない場合かつ両親が就労等をしていることを保育の必要性としていましたが、保護者本人の事由によって保育の必要性を認定し、入園の優先度を判断していくこととされており、要件的には、この部分が大きく変更した点と考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第88号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

こども園についての条例制定だが、亀崎幼稚園はなぜ名称をこども園としていないのか。また、各こども園の所管部署はどのようなのか。とに対し、

条例上、岩滑、板山、亀崎の3園をこども園条例としてまとめていますが、学校教育法に基づく幼稚園であることは変わっていません。幼稚園型こども園と保育所型こども園を区別するため「認定こども園 半田市立亀崎幼稚園」と表記することで、こども園として認定された幼稚園であることがわかるようにしました。また所管部署については、従来どおり幼稚園型、保育所型で区別し、それぞれ学校教育課及び幼児保育課が所管します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第89号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

保育所等訪問支援事業については、今まで実施していなかったのか。とに
対し、

現在は、巡回療育支援として保護者の申請によらず、子育て支援課の心理
士などが各保育園を巡回して助言・指導を実施していますが、国の法律に沿
った保育所等訪問支援事業は初めての取り組みとなります。具体的には保護
者の申請により、つくし学園の職員が利用先の施設を訪問する制度です。と
のこと。

職員の配置はどうか。とに對し、

保育所等訪問支援事業につきましては、巡回療育支援も併せて行うため従
来の心理士1名に保育士1名を加配し2名で実施します。また、つくし学園
では新たに相談支援事業も行うため、保健師1名と相談支援員1名の2名と
さらに事務職員を1名配置し、地域支援事業は合計5名体制で実施したいと
考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、
可と認めることに決定しました。

次に、議案第90号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑と
して、

面積の基準について、国の省令では一人あたり概ね1.65平方メートル以上
だが、市の条例には、ただし書きとして、地域の実情を勘案する規定を追加
している。その理由は何か。とに對し、

現在の放課後児童クラブの入所児童数では、国の基準をクリアしていますが
が、施設は基本的に民設民営であるため運営実態に差があります。急激な児
童数の増加などに柔軟に対応ができるようにするため、一時的な条件として
規定を追加しました。とのこと。

支援の単位を構成する児童の数として、国の省令ではおおむね40人以下と
しているところ市の条例では、当分の間、70人以下としているがなぜか。ま
た、国庫補助基準はどうか。とに對し、

国庫補助基準については、現在のところ、支援の単位に変わることが決定していないため、従来どおりの入所児童数によるクラブ単位となっています。今後、国庫補助基準が、支援の単位ごとに対応するものに改まり、人件費等が担保できる状態になるまでを当分の間とします。現在、一クラブの規模については最大70人までとしているため、70人以下を支援単位として経過措置とさせていただきます。とのこと。

国の基準は安全面など考えていると思うが、市が事業主の実情にあわせ、独自に基準を緩めるということは、責任や安全面の部分の担保はどのように考えているか。とに対し、

国の基準は、子どもたちの安全面や衛生面について規定しているため、原則的にはこれを遵守し、児童クラブを指導していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第91号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の条例改正の内容は。とに対し、

今回の条例改正は、産科医療補償制度の掛金が見直しされたことにより、出産育児一時金の支給額を改正するものです。このことにより、産科医療補償制度に未加入の医療機関や海外等で出産した場合の出産育児一時金が現行の39万円から改正後は40万4千円になります。なお、産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産した場合は、半田市国民健康保険条例施行規則で定める加算分と合わせ、従来と変わらず42万円を支給します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第97号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

指定管理者は設置目的に沿った効果的な運営、また地域住民の参加型によるスポーツ振興ができているか。については、どのようにチェックするのか。とに対し、

地域の方と学校が共同で利用する中で、発生する様々な課題に対しては、関係機関と協議・調整し、解決に向けて努めています。また毎月定例的にスポーツクラブとスポーツ課の職員で運営会議を開催し、事業の効果や施設のチェックなど情報共有を図っています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。